(様式-8 別紙) 令和7年7月更新

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※建築物特定施設等の欄の「第○条」は、バリアフリー法施行令の該当条文

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
	(1) 移動等円滑化経路(高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路)	①次に掲げる a~d の経路のうちそれぞれ 1以上(d はその全て)を移動等円滑化経路とする a 道等から利用居室*1までの経路 ・当該利用居室が劇場等の客席である場合、車椅子使用者用経路*2を含む ・地上階又はその直上階若しくは直下階の みに利用居室を設ける場合、当該地上階と その直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く b 利用居室から車椅子使用者用便房までの経路 c 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路 d 公共用歩廊の一方の道から他方の道ま	有 • 無
		での経路 ②階段又は段を設けない (設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設)	有・無 (講じた措置)
1	(1) 移動等円滑化経路を構	①幅 80 cm以上	(内法幅) cm
出入口	成する出入口のそれぞれ1	②自動開閉又は車椅子使用者が容易に開	(開閉方法)
(第 19 条)	以上	閉して通過できる戸となっているか	± 4m.
2		③戸の前後に高低差がない(水平)	有・無 (仕上げ材)
底下等 (第 11 条) (第 19 条)	不特定多数の者が利用し、 又は主として視覚障害者が 利用する部分(自動車車庫 の用途を除く)	①滑りにくい仕上げ ②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下 等の部分に点状ブロック等を敷設 (勾配 1/20 以下、又は高さ 16 cm以下で勾 配 1/12 以下の傾斜路を除く)	有・無(講じた措置)
	(1) 移動等円滑化経路を構	①幅 120 cm以上	(内法幅) cm
	成する廊下等のそれぞれ1	②50m 以内ごとに車椅子転回スペース	(転回部) 有・無
	以上	③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開 閉して通過できる戸となっているか	(開閉方法)
0	フの区切え入上	④戸の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無
3 階段	その踊場を含む	①手すりを設置(踊場を除く)	有 · 無
(第 12 条)		②滑りにくい仕上げ ③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(仕上げ材) (講じた措置)
		④主たる階段は回り段としない	(回り段) 有・無
	不特定多数の者が利用し、 又は主として視覚障害者が 利用する部分(自動車車庫 の用途を除く)	⑤上端に近接する踊場の部分に点状ブロック等を敷設(段の部分と連続した手すりを設けた場合を除く)	有・無(講じた措置)

^{※1} 利用居室:不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

^{※2} 車椅子使用者用経路:劇場等の客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路をいう。

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
4	階段に代わり、又はこれに	①手すりを設置	有 · 無
傾斜路	併設するものに限る。	(高さ16㎝以下で勾配1/12以下の傾斜部	(勾配) /
(第 13 条)	その踊場を含む	分は除く)	(高さ) cm
(第 19 条)		②滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)
		③廊下等と識別しやすい色	(講じた措置)
	勾配 1/20 以下、又は高さ 16	④上端に近接する踊場の部分に点状ブロ	有 · 無
	cm以下で勾配 1/12 以下の傾	ック等を敷設(傾斜の部分と連続した手す	(勾配) /
	斜路を除く	りを設けた踊場の場合は除く)	(高さ) cm
	不特定多数の者が利用し、		(講じた措置)
	又は主として視覚障害者が		
	利用する部分(自動車車庫		
	の用途を除く)		
	(1) 移動等円滑化経路を構	①幅 120 cm以上	(内法幅) cm
	成する傾斜路のそれぞれ1	(段併設の場合 90 cm以上)	(段併設) 有・無
	以上	②勾配 1/12 以下	(勾配) /
		(高さ 16 cm以下は勾配 1/8 以下)	(高さ) cm
		③高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の	(高さ) cm (踏幅) cm
		踊場	
5	(1) 移動等円滑化経路を構	①出入口幅 80cm 以上	(内法幅) cm
昇降機	成する昇降機及びその乗降	②籠の奥行き 135cm 以上	(籠の奥行) cm
(第 19 条)	ロビーのそれぞれ1以上	③乗降ロビー150cm×150cm 以上	(内法寸法) cm× cm
	(籠の停止階は利用居室、	(高低差なし)	(高低差) 有・無
	車椅子使用者用便房又は車	④籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が	(装置の高さ) cm
	椅子使用者用駐車施設があ	利用しやすい制御装置	
	る階及び直接地上へ通ずる	⑤籠内に停止予定階、現在位置の表示装置	有・無
	出入口のある階とする)	⑥乗降ロビーに籠の昇降方向の表示装置	有・無
	不特定多数の者又は主とし	⑦籠内に到着階、出入口閉鎖を音声により	有 · 無
	て視覚障害者が利用するも	知らせる装置	
	の(自動車車庫の用途を除	⑧視覚障害者が円滑に操作できる制御装	(点字表示等) 有 ・ 無
	<)	置	
		⑨籠内又は乗降ロビーに籠の昇降方向を	有・無
		音声により知らせる装置	
	不特定多数の者が利用する	⑩籠の幅 140cm 以上	(内法幅) cm
	床面積が 2,000 ㎡以上に適	⑪車椅子の転回に支障ない籠の構造	
	用		
	(2) 特殊な構造又は使用形	①段差解消機(建設省告示第 1413 号第 1	(構造方法)
	態の昇降機を設ける場合	第九号)	
	(エレベーターの場合)	②籠の幅 70 cm以上、籠の奥行き 120 cm以上	(幅) cm(奥行き) cm
		- ③籠内で転回して乗降する場合の構造	(支障) 有・無
	(エスカレーターの場合)	④車椅子使用者用(建設省告示 1417 号第	(構造方法)
		1 ただし書)	(旧) (E) (III) (II
		1 ににし音/	

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
6 便所	(1) 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が	①階数*3に相当する数の便所を、特定の 階に偏ることなく利用上の支障がない位	政令第 14 条(便所)チェックリ ストに必要事項を記載
(第 14 条)	利用する便所 (2) 車椅子使用者用便房	置に設置 ①車椅子使用者用便房を便所設置階ごとに原則1以上(男子用及び女子用の区別を設ける場合はそれぞれ1以上)設置*4以下のa~bに該当する場合は、車椅子使用者用便房をそれぞれで定める数以上設置(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上)a小規模階*5を有する場合は小規模階の利用部分の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上b大規模階*6を有する場合は、当該階の利用部分の床面積が10,000㎡を超40,000㎡以下の場合は2以上、40,000㎡超の場合は利用部分の床面積に1/20,000を乗じて得た数以上設置(当該階の便所の箇所数がこの数より少ない場合は、便所の箇所数以上)	
		②腰掛便座、手すり等の適切な配置 ③車椅子使用者の利用に十分な空間の確 保	(手すり等) 有 ・ 無 (空間) 有 ・ 無
	(3) オストメイト対応水栓 器具を設けた便房	①オストメイト対応水洗器具を設けた便 房を1以上設置	有 • 無
	(4) 男子用小便器を設ける 場合	①床置式その他これに類する小便器1以 上設置	(床置式) 有 · 無
7 劇場等の客 席	(1) 車椅子使用者用部分	客席に設ける座席の数が 400 以下の場合 は2以上、400 超は座席の数の 1/200 以上 設置	(座席の数) 席 (車椅子用) 席
(第 15 条)	(2) 車椅子使用者用部分の 構造	①幅 90 cm以上 ②奥行 135 cm以上 ③床は平らとする	(幅) cm (奥行) cm (講じた措置)

- ※3 以下のいずれかに該当する階を除く。(令和6年告示第1074号第二)
- ・地上階であり、かつ、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口付近に設けられている階
- ・不特定多数の者又は高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、滞在時間が短い階 その他の建築物の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階
- ※4 以下のいずれかに該当する場合を除く。(令和6年告示第1074号第五)
- ・地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する 位置にある場合
- ・当該階に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、別の階に設ける場合
- ・男子用(女子用)の便所のみを設ける階で、男子用(女子用)の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- ※5 小規模階: 不特定多数の者又は高齢者、障害者等の利用部分の床面積が1,000 m²未満の階
- ※6 大規模階: 不特定多数の者又は高齢者、障害者等の利用部分の床面積が10,000 m²超の階

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
8 ホテル又は	車椅子使用者用客室	客室の総数が 50 以上の場合は客室総数の 1/100 以上	(全客室数) 室 (車椅子用) 室
旅館の客室 (第 16 条)	(1) 車椅子使用者用客室の 便所 (当該階に共用の車椅子使 用者用便房がある場合を除	①車椅子使用者用便房 a 腰掛便座、手すり等の適切な配置 b 車椅子使用者の利用に十分な空間の確 保	有 ・ 無 (手すり等) 有 ・ 無 (空間) 有 ・ 無
	<)	②出入口幅 80 cm以上 ③自動開閉又は車椅子使用者が容易に開 閉して通過できる戸となっているか	(内法幅) cm (開閉方法)
	(2) 車椅子使用者用客室の	④戸の前後に高低差がない(水平) ①車椅子使用者用浴室等	有 ・ 無 有 ・ 無
	浴室又はシャワー室 (同一建築物内に整備基準 と同等の共用浴室等がある	②浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置 ③車椅子使用者が利用しやすい十分な空 間確保	(講じた措置) (空間) 有 ・ 無
	場合を除く)	④出入口幅 80 cm以上 ⑤自動開閉又は車椅子使用者が容易に開 閉して通過できる戸となっているか ⑥戸の前後に高低差がない (水平)	(内法幅) cm (開閉方法) 有 ・ 無
9 敷地内の通 路 (第 17 条)	段がある部分	①滑りにくい仕上げ②手すりを設置③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(仕上げ材) 有・無 (講じた措置)
(第 17 条) (第 19 条)	傾斜路	④手すりを設置(勾配 1/20 以下、又は高さ16 cm以下で勾配 1/12 以下の傾斜部分は除く) ⑤前後の通路と識別しやすい色	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (講じた措置)
	(1) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ1以上		(幅員) cm (転回部) 有・無 (開閉方法)
	(傾斜路) *道等から建築物の出入口までの敷地内の通路が急傾斜地等による地形の特殊性により(1)①~⑦の規定によることが困難な場合	③幅 120 cm以上 (段併設の場合 90 cm以上) ⑥勾配は 1/12 以下 (高さ 16 cm以下は 1/8 以下) ⑦高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150cm 以上の 踊場 (勾配が 1/20 以下の場合は除く) 「道等」を「当該建築物の車寄せ」と読み 替えて、車寄せから建築物の出入口までの 敷地内の通路が(1)①~⑦の基準に支障は ないか	(内法幅) cm (段併設) 有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm (高さ) cm (勾配) / (路幅) cm 有 ・ 無

建築物特定 施設等	条件	整備基準	設計内容
10 駐車場 (第 18 条)	不特定多数の者又は主とし て高齢者、障害者等が利用 する駐車場を設ける場合	①駐車施設の総数が 200 以下は駐車施設の数の 2/100 以上、200 超は 1/100+2 以上の車椅子使用者用駐車施設を設置 ^{※7} a 幅 350 cm以上	(駐車施設の総数) 台 (車椅子用) 台 (幅) cm
		b 利用居室等までの経路が短い位置に設置	(近い位置) 有・無
# 標識 (第 20 条)	移動等円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車施設の付近に標識の設置 (JIS 28210に定める案内記号)	①昇降機があることを表示する標識 ②便所があることを表示する標識 ③駐車施設があることを表示する標識 ④標識①~③は高齢者、障害者等の見やすい位置に設置	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 (見やすい位置) 有 ・ 無
12 案内設備 (案内所を	建築物又は敷地に、移動等 円滑化の措置がとられた昇 降機、便所、駐車施設の配	①昇降機の位置図 ②便所の位置図	有 · 無
(案内所を 設ける場合 を除く) (第 21 条)	置を表示する案内板等の設置 (昇降機、便所、駐車施設の配置が容易に視認できる場	③駐車施設の位置図	有 • 無
	合を除く) 建築物又は敷地に、移動等 円滑化の措置がとられた昇 降機、便所の位置を、点字	①昇降機の配置を点字等で示す設備 ②便所の配置を点字等で示す設備	有 ・ 無 有 ・ 無
13 点字等で示	等により視覚障害者に示す 設備を設置 道等から案内設備までの1 以上の経路を視覚障害者移	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設 又は音声誘導装置の設置	有・無(講じた措置)
す設備(案 内設備等) までの経	動等円滑化経路とする (道等から視覚障害者用に 設けた点字表記の案内設備	(風除室で直進する場合は除く) ②車路に接する部分に点状ブロック等を 敷設しているか	有 • 無
路、又は案 内所までの 経路 (第 22 条)	等までの経路、又は道等から案内所まで経路。このうちの1以上の経路を視覚障害者移動等円滑化経路とする。	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 (勾配が 1/20 以下の傾斜部分の上端に近	有 · 無 (勾配)
	る) *自動車駐車施設までの経 路を除く	接する場合、高さが16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合、又は段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等を除く)	(高さ) cm (講じた措置)

- ※7 駐車場が、次のいずれかに該当する場合を除く。(令和6年告示第1072号第一・第二)
- ・機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合
- ・機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合であって、次のイ及び口に適合する場合 イ 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 一以上設けられていること
 - ロ 機械式駐車場の駐車施設(車椅子使用者が円滑に乗降することが可能なものに限る。)の数と 機械式駐車場以外の駐車場の車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、駐車施設の総数に応じて 算出される車椅子使用者用駐車施設の必要数以上であること